

広島市教育委員会告示第19号
令和8年8月12日

広島市こども文化科学館条例（昭和55年広島市条例第41号）第12条第1項及び広島市こども図書館条例（昭和28年広島市条例第19号）第10条第1項の規定に基づき、広島市こども文化科学館及び広島市こども図書館の合築施設の呼称を定めたので、広島市こども文化科学館条例第12条第2項及び広島市こども図書館条例第10条第2項の規定により告示します。

広島市教育委員会
教育長 松井 勝憲

- 1 広島市こども文化科学館及び広島市こども図書館の合築施設の呼称
「5-Days こども文化科学館・こども図書館」
- 2 呼称を定める期間
令和8年9月1日から令和11年8月31日まで